

告訴人接受本件不起訴處分書後得於7日內以書狀敘述不服之理由，經原檢察官向直接上級檢察署檢察長聲請再議。

翻譯原稿：

告訴人は本件不起訴処分書を受領してから7日以内に書状をもってこれを不服とする理由を述べ、当初の検察官から直接上級検察署の検察長に再検討を申請します。

告訴人接受本件緩起訴處分書後得於7日內以書狀敘述不服之理由，經原檢察官向直接上級檢察署檢察長聲請再議。

翻譯原稿：

告訴人は本件起訴猶予処分書を受領してから7日以内に書状をもってこれを不服とする理由を述べ、当初の検察官から直接上級検察署の検察長に再検討を申請します。

被告接受本件撤銷緩起訴處分書後得於7日內以書狀敘述不服之理由，經原檢察官向直接上級檢察署檢察長聲請再議。

翻譯原稿：

被告は本件起訴猶予処分取消し処分書を受領してから7日以内に書状をもってこれを不服とする理由を述べ、当初の検察官から直接上級検察署の検察長に再検討を申請します。

告訴人接受本件撤回起訴書後得於7日內以書狀敘述不服之理由，經原檢察官向直接上級檢察署檢察長聲請再議。

翻譯原稿：

告訴人は本件の起訴撤回書を受領してから7日以内に書状をもってこれを不服とする理由を述べ、当初の検察官から直接上級検察署の検察長に再検討を申請します。

告訴人如不服本駁回處分，得於接受處分書後 10 日內，委任律師提出理由狀，向該管第一審法院聲請交付審判。

翻譯原稿：

告訴人は本差戻し処分に不服がある場合、処分書を受領してから 10 日以内に委任弁護士が控訴理由書を提出し、当該第一審管轄法院に対して審判を申請します。